

教育実習受入れ要項

(趣旨)

第1条 教育実習は、本来大学等の責任において、その附属学校園において行うべきものであるが、教員養成という教育実習の重要性を考慮し、西宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、西宮市立学校園の教育課程の実施に支障を生じない限度において、教育実習生の受入れ(以下「受入れ」という。)に協力するものとする。

(対象者)

第2条 受入れの対象者は、原則として、西宮市内の学校園の卒業生及び市内大学等の学生とする。

(条件)

第3条 受入れの条件は次のとおりとする。

- (1) 教育実習を希望する学生が、将来教職に就くという固い意思を有していること。
- (2) 実習前に、大学等で実習に関する基礎的な指導を十分に受けていること。
- (3) 実習中、大学等の指導教官が可能な限り実習学校園を訪問し、必要な連絡及び指導に当たること。
- (4) 実習中の実習生にかかわる一切の事故は、大学等の責任とすること。
- (5) 学生は、麻しん等の感染症に十分注意し、教育実習を行う前に医師の診断等を受け罹患していないことを確認すること。
- (6) 受入れを行う学校園長が、受入れを内諾していること。
- (7) 受入れを行う学校園の教育方針及び指導監督に従うこと。
- (8) その他、教育委員会又は学校園が必要と判断する条件を満たすこと。

(時期及び期間)

第4条 受入れの時期及び期間については、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 小学校、義務教育学校前期課程
第2学期に、4週間以内
- (2) 中学校、義務教育学校後期課程
第1学期又は第2学期に、3週間以内
- (3) 特別支援学校
年間を通して、4週間以内
- (4) 高等学校
年間を通して、4週間以内
- (5) 幼稚園
第1学期又は第2学期に、4週間以内

(回数及び1回当たりの数)

第5条 各学校園の受入れ回数は、年間を通して1回を原則とし、1回に受入れる実習生の数を極力制限するものとする。

(学校園の決定)

第6条 受入れを行う学校園は次の各号のいずれかにより、決定するものとする。

- (1) 西宮市内の学校園を卒業した学生
各学校園長の内諾に基づいて、教育委員会が決定する。
- (2) 市内の大学等の学生
各校長会又は園長会の協力による調整の結果、各学校園長の内諾があったことを前提に、教育委員会が決定する。

(3) その他

前号及び第1号に該当しない場合は、教育委員会と各校長会又は園長会並びに関係学校園と協議した結果に基づき、教育委員会が決定する。

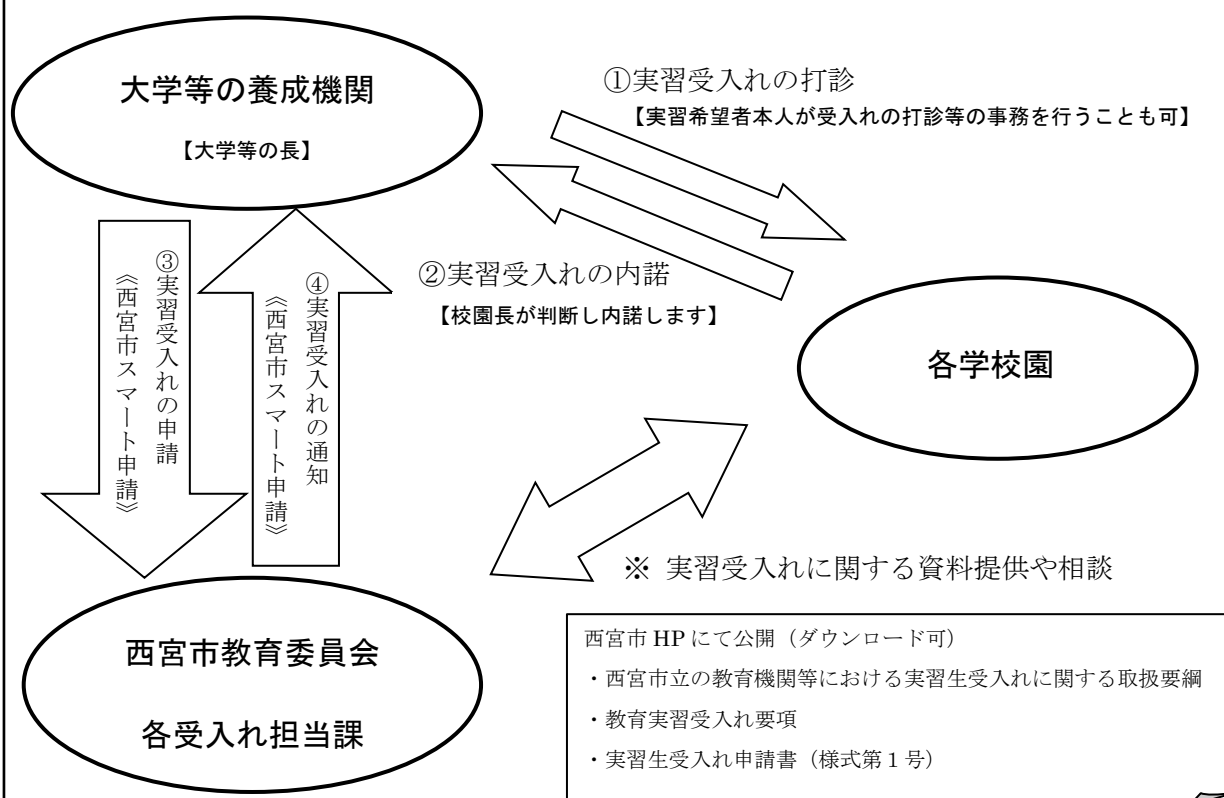
(受入れ手続き)

第7条 前条のほか、受入れに必要な手続きは、この要項及び西宮市立の教育機関等における実習生の受入れに関する取扱い要綱に基づき、各受入れ担当課が行う。

第8条 その他

この要項に定めのない事項については、各受入れ担当課長が決定する。

<教育実習申込みの流れ>



※③の「実習受入れの申請」について

教育実習（幼・小・中・高・特別支援・栄養教諭・養護教諭）の申請は、西宮市 HP より「西宮市スマート申請」にて申込を行う。その際、受入れ申請書（様式第1号）及び内諾書の写し（PDF ファイル）を送付すること。

※④の「実習受入れの通知」について

受入れ申請後、「西宮市スマート申請」マイページにて進捗状況を確認の上、「受入れ通知書」のダウンロード（交付の通知後、30日以内）すること。

〈連絡先〉 西宮市教育委員会事務局 〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

学校教育課 (☎0798-35-3858) …【幼・小・中・高・特別支援・栄養教諭】

児童生徒支援課（学校保健担当） (☎0798-35-3860) …【養護教諭】